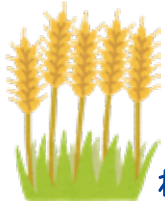


タネ
**種が
危ない!**

都道府県に、稲、麦、大豆の種子の生産・普及を義務付けていた国の主要農作物種子法が昨年4月に廃止になった。

それに伴い、原種・原原種を守ろうと、兵庫・埼玉・新潟・山形・北海道・富山・宮崎の各県では種子法の県条例制定が進んでいる。私が所属する県議会民主市民クラブで、すでに条例が制定された新潟県に視察に行ったが、米どころとあって農協や稲作農家から県条例制定への強い要望があったという。種の管理を官から民に移行させたなら、その価格は大きく跳ね上がり、在来品種維持や自家採取が出来なくなる恐れが出て来る。



また、遺伝子組み換え種子の販売など、安全な生産が妨げられる可能性がある。

さらに種を民間に握られると、同時に販売権まで握られてしまっているのがアメリカの現実だ。

北海道では独自の種子法の制定を進める条例の素案を明らかにし、種子法が対象としている稲や麦、大豆の主要農作物の他にも、小豆やインゲンマメ、エンドウマメ、ソバを対象にする方針。兵庫や埼玉でも条例を制定済みだが、主要農作物以外を対象としたのは北海道が初めて。



私が属する民主市民クラブでは、この度、以下のような要望を知事宛に提出し2019年2月6日、知事から前向きな答弁をもらった。

**民主市民
クラブの
要望**

【会派要望】

昨年9月の代表質問において、種子法廃止を受け、本県独自の条例制定も視野に入れて検討を進めていると聞いているが、栃木県米麦改良協会、農業団体、行政機関を構成員とした「主要農産物の種子供給のあり方検討会」における協議は勿論のこと、全国の先進事例を十分に参考にし、本県に相応しい条例を制定すること。

また、本県の特徴である「いちご種苗」を保護するため、具体的な措置内容について条例に盛り込み、今後の生産活動に影響を与えないように配慮すること。また、大豆などで心配な遺伝子組み換え種子等の使用禁止など、実効性のある条例内容

とすること。さらに、条例制定にあたっては早期に制定し、農業者や農業団体等への制度の周知徹底を図ること。

【知事答弁】

本県農産物の安定生産や品質確保の基本となる優良な種子・種苗を、将来にわたり県が責任を持って安定供給していくため、米、麦、大豆のほか、本県が開発した主要な園芸品目も対象とする新たな条例の制定に向けて検討を進めている。(2019年度当初予算及び政策推進に関する要望書とその答弁より)

いのちをかけて来年時く麦を残した作兵衛さん!!

江戸時代の享保の大飢饉の際に、来年になればこの麦が百粒にも千粒にもなると、ひもじいのを我慢して麦俵を枕にガリガリにやせて死んでいったという義農作兵衛さんの話がある。種の大切さとその原点を教えてくれる。

種の問題は農家だけの問題では無い。

私たちみんなの食の安心安全にとって、本当に大切な問題だと改めて思う。

子どもの頃、種イモを半分に切って土に埋めると、三ヶ月も過ぎるとごろごろと10倍くらいにジャガイモが増えた。土の力ってすごいなあ、私も裸足で土の中に立っていたら大きくなるのかなあ、とチビの私は思ったものだ。

栃木の風土に合った種を守り、栃木の農業とみんなの食を守るために県条例を早急に制定して行く。

※県政について、みなさんのご意見をお寄せ下さい。

